最終更新日：2017年2月23日
Mーレノバ
代表取締役社長CEO 木南　陽介
問合せ先：IR広報室
証券コード：9519
http://www.renovainc.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し枢要な社会的課題を解決する」という「ミッション／経営理念」を掲げ、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」を「ビジョン／目指すべき企業の姿」として事業を展開しております。
また、これらの実現に向けて、「経営原則／レノバのコミットメント」として以下を掲げております。
地球：人類と地球の、永遠の共生に貢献します
地域：歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります
顧客：経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します
株主：株式価値を持続的に創出します
社員：有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します
当社は「ミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」、「経営原則／レノバのコミットメント」を通じて、企業価値の持続的な創出を目指します。そのためには、迅速かつ効率的、健全かつ公正で透明性の高い経営が実現できるよう、コーポレート・ガバナンス体制を確立するとともに、継続的な見直しと充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

全ての基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
木南　陽介	3,720,000	20.44
住友林業株式会社	1,840,000	10.11
辻本　大輔	1,800,000	9.89
本田　大作	1,754,000	9.64
株式会社ミツウロコグループホールディングス	969,600	5.33
鈴与商事株式会社	756,000	4.15
京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合	690,400	3.79
環境エネルギー1号投資事業有限責任組合	590,800	3.25
ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合	476,000	2.62
ネオステラ1号投資事業有限責任組合	453,600	2.49

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	5 月
業種	電気・ガス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水島　正	他の会社の出身者											
村山 利栄(注)	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水島　正	○	―――	大手銀行及び投資ファンドにおける豊富な経験と幅広い見識による助言をいただくために、当社より社外取締役の就任を要請したものです。
村山 利栄(注)	○	―――	外資系投資銀行における豊富な経験と幅広い見識による助言をいただくために、当社より社外取締役の就任を要請したものです。 (注)村山利栄の戸籍上の氏名は、志賀利恵です。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

補足説明

経営の透明性・客観性を高め、また、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役2名及び代表取締役会長、代表取締役社長で構成されており、半数以上を社外取締役で構成するとともに、委員長は社外取締役より選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査室それぞれと、毎期期初にそれぞれの監査の計画を共有し、その後四半期毎に体制、監査の実施状況及びその結果等について共有、意見交換を行っております。
また、監査役、会計監査人及び内部監査室が参加する三様監査ミーティングを四半期毎に実施することにより、相互連携の更なる強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平田　幸一郎	公認会計士													
金子　憲康	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平田　幸一郎	○	―――	公認会計士として、また他社における社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識による助言をいただくために、当社より監査役の就任を要請したものです。
金子　憲康	○	―――	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識による助言をいただくために、当社より監査役の就任を要請したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」で定められた基準（独立性基準）を充足する社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業務執行取締役並びに執行役員の報酬は、基本報酬・役職報酬・業績連動報酬で構成され、社外取締役を委員長とし、半数以上が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の審議を経て決定されます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株式価値の向上を図ること並びに優秀な人材を確保することを目的としストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

-

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

個別の役員報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役については社外取締役を委員長とし、半数以上が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の助言・提言を経て取締役会にて、監査役については監査役の協議にて、決定されます。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制は、組織管理部の法務担当者をサポートスタッフとして配置し、取締役会をはじめとする社内の重要会議資料の事前提供や議事録の確認による情報連携を充実させております。
社外監査役についてはその職務を補助する使用人として担当スタッフを配置しております。
また社外役員会での情報共有のほか、監査役会において、内部監査及び監査役監査の情報を共有し、常勤監査役との緊密な連携のもと、内部監査部門及び内部統制部門等から監査に必要と認められる事項について報告を行うなど、社外監査役の職務遂行をサポートするための環境を

整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社おいては、コーポレート・ガバナンスの強化・充実のための取り組みとして、以下のとおり諸施策を実施しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、うち2名が社外取締役となっております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の重要事項や経営方針の決定と業務執行の監督を行い、迅速な経営判断と機動的な業務執行の推進を図っております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用し、常勤監査役2名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役となっております。監査役会は、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に業務執行を監視できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等密に連携し、監査機能の向上を図っております。

c. 執行役員制度

当社は、取締役会の「意思決定機能」と「監督機能」の強化及び業務執行の分離・効率化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会決議をもって任命され、代表取締役社長CEOの指揮命令・監督の下、担当職務を執行しております。

d. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長CEO、社内取締役、執行役員、部門長で構成され、毎月2回定例経営会議のほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、経営全般にわたる基本的事項及び重要事項について協議、検討し、代表取締役社長CEOの意思決定及び業務執行をサポートする諮問機関としての役割を担い、意思決定の迅速化と効率化を図っております。

e. 指名・報酬委員会

経営の透明性・客観性を高め、また、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬員会は、社外取締役2名及び代表取締役会長、代表取締役社長で構成されており、半数以上を社外取締役で構成するとともに、委員長は社外取締役より選任しております。

f.内部牽制機能

業務の有効性と効率性を図る観点から、取締役会での決定事項に基づく業務執行は、代表取締役社長CEOの下、執行役員、及び各事業部長が迅速に遂行しておりますが、あわせて内部牽制機能を確立するため、組織規程や決裁権限規程等においてそれぞれの職務権限や適切な業務手続を定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性・客観性を確保するため、業務執行に対する取締役会の監督と監査役の監査による経営チェック機能を有する監査役設置会社形態を採用しております。さらに、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任し、社外取締役を委員長とし、半数以上が社外取締役で構成される指名・報酬委員会（任意機関）を設置することにより経営監督機能を強化しております。取締役会での社外取締役及び監査役の発言内容や監査役会及び指名・報酬委員会の活動状況から、現在のコーポレート・ガバナンス体制は適切かつ的確に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化や監査法人との連携により、法定期限より早期の発送に取り組んでおります。また、招集通知の発送にあわせて、当社ホームページに招集通知を掲載する予定です。その他、招集通知のビジュアル化を進め、投資家の皆様にわかりやすい情報発信を推進いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の事業年度末は5月末日であり、そのため、集中日に関する懸念は少ないものと認識しております。実際の開催日に関しましても集中日を避けるように留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、第18回定時株主総会（2017年8月開催予定）からインターネットによる議決権行使が可能となるよう計画を進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトにて公表いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長CEOが業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に機関投資家及びアナリスト向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長CEOが業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページのIRサイトに掲載する予定です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR広報室にて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「ミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」、「経営原則／レノバのコミットメント」及び「コンプライアンス憲章」にて、当社の原則としての考えを示し、当社をとりまくステークホルダーの立場を尊重してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定めることにより、証券取引に関連する法令及び金融商品取引所の諸規則を遵守することに加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的として情報開示マニュアルを制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制システムに関する基本方針」は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制

コーポレート・ガバナンス

1 企業としての社会的役割・責任の下、企業理念に関する「レノバの理念」、企業倫理に関する「コンプライアンス憲章」に従い、役員及び使用人一同が、社会と共に成長・発展していく基本姿勢を持つよう徹底しております。
2 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の分離・効率化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会の決議をもって任命され（6名、うち取締役兼務者3名）、代表取締役社長CEOの指揮命令・監督の下、担当職務を執行します。また、代表取締役社長CEOの意思決定及び業務執行をサポートする機関として「経営会議」を設置しております。
3 経営の透明性・客観性を高め、また取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名及び代表取締役会長、代表取締役社長からなる、任意機関としての「指名・報酬委員会」を設置し、また、社外取締役のうち1名を委員長としております。
4 取締役及び執行役員は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等の社会的・社内的な規則に従い、業務を執行します。
5 組織、職制、指揮命令系統、決裁権限及び業務分掌等を定めた業務・組織関連規程を制定し、これらに従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応して不断の見直しを行います。
6 監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、会計監査人、内部監査室と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性について監査を実施します。

コンプライアンス

1 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、監査役と連携しながらコンプライアンス体制の整備を図ります。
2 役員及び使用人の法令・定款違反があった場合、取締役会、コンプライアンス推進委員会、組織管理部が連携し、公正な処分を行います。
3 すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備し、また、通報者に対し不利益が生じない体制を構築します。

内部監査

1 他の業務部門から独立した、代表取締役社長CEOが直接管理する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従った内部監査を実施します。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する方針及び体制

1 株主総会議事録、取締役会議事録の法定文書のほか、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、「文書保存管理規程」に従い適正に保管・管理します。
2 情報の保管及び管理が規程に従い適正になされているか内部監査室による監査等により確認します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制

1 経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応の体制を採っております。
2 重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を採っております。
3 決裁権限規程に従い、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然にリスク回避を図ります。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための方針及び体制

1 取締役会は、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うと共に、執行役員以下の職務執行の状況を監督します。
2 代表取締役社長、常勤の取締役、執行役員、本部長、部門長で構成する経営会議を定期的に開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行います。
3 適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、「組織規程」等において各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。
4 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うために、必要に応じ各種の社内委員会を設置し、取締役会の意思決定に資するべく、担当分野における経営課題について慎重な協議を行います。

(5) 当社並びにその子会社及び関連会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための方針及び体制

1 当社及び関係会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長CEO、監査役及び部門責任者に報告し、内部統制の指導、実施の支援を行い、改善を図ります。
2 当社及び関係会社の月次業績レビューや業務管理状況を確認し、当社取締役会並びに経営会議への報告を行い、当社及び関係会社の業務執行の適正を確保します。
3 「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」に記載する、「コンプライアンス」及び「内部監査」体制をグループ全体に適用し、グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制を採っております。
4 「(3)損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」に記載するリスク管理体制を、子会社においても同様に整備し、リスク管理を行います。
5 管掌部門を中心とした関係会社管理を行い、各関係会社の適切かつ効率的な運営を促進します。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1 監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を確認します。
2 取締役及び執行役員は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
3 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行います。
4 内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告します。
5 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わないものとしております。

6 監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができるよう、内部通報制度を採用しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性と、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための方針及び体制

1 監査役が必要と認め、設置要請がある場合は、専任部署を設置します。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令するものとします。

2 代表取締役社長、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとします。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

1 監査役の職務に必要な費用について、監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払いまたは償還します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「コンプライアンス憲章」において、暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力からの圧力に屈することなく、毅然とした対応を堅持する旨を宣言しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた取り組み

1 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を組織管理部とするとともに、不当要求防止責任者を選任しております。

2 反社会的勢力の排除方法

当社は、すべての新規取引先(公的機関除く)・株主・役職員について民間の調査会社を活用し反社会的勢力との関係を調査しております。また、各種契約書に「反社会的勢力との関係がないこと」の表明保証条項や関係があった場合には契約を解除することができる解除条項等の暴力団排除条項を明記しております。

3 外部の専門機関との連携

当社は、専門の弁護士と随時連携し、情報収集や即時の対応が可能な体制を整えるとともに、今後は特殊暴力防止対策連合会傘下の地区協会への加入を予定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

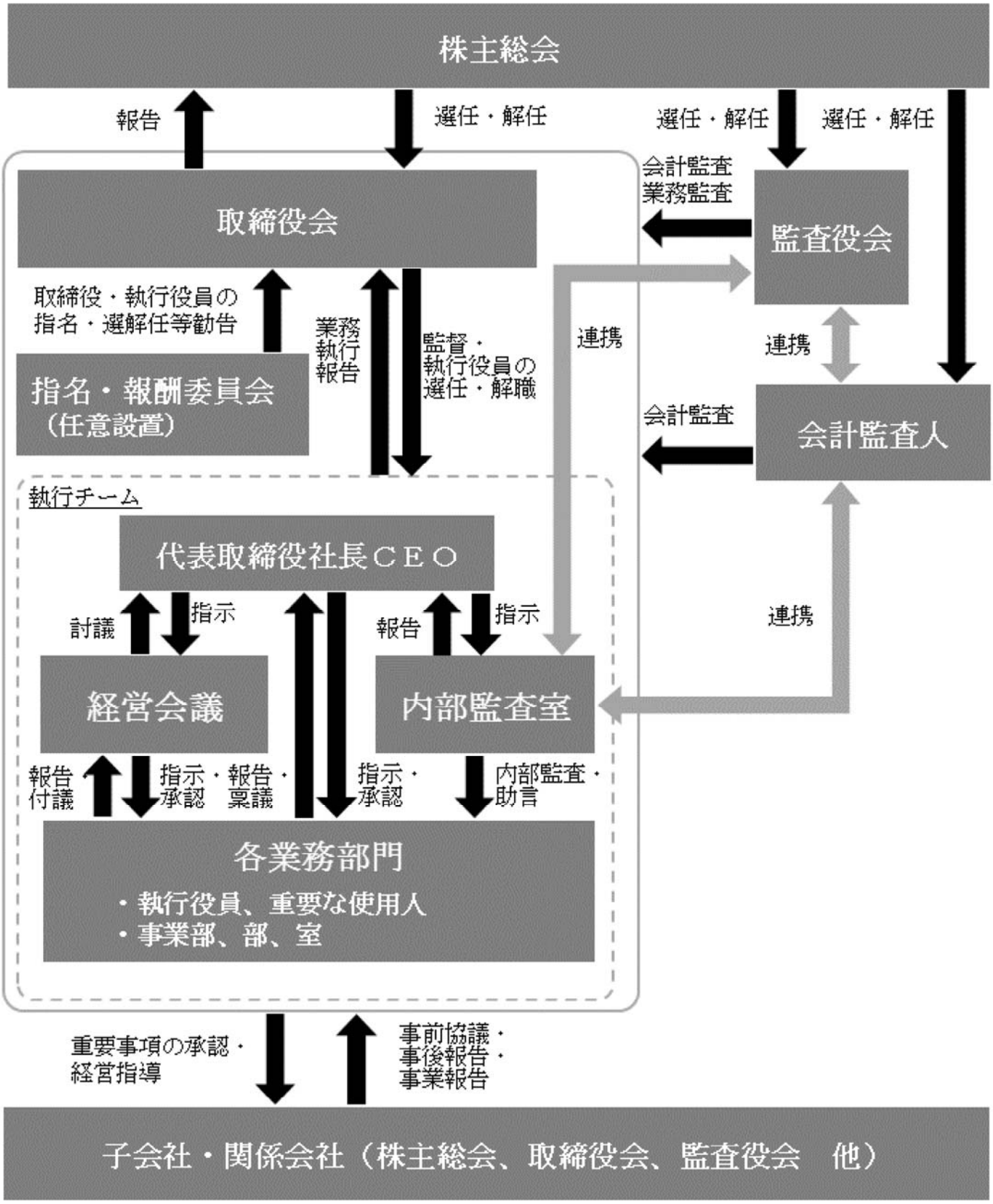
株主総会
報告
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
会計監査
業務監査
監査役会
取締役・執行役員の
指名・選解任等勧告
業務
執行
報告
監督・
執行役員の
選任・解職
連携
連携
指名・報酬委員会
（任意設置）
会計監査
会計監査人
執行チーム
代表取締役社長ＣＥＯ
討議
指示
報告
指示
連携
経営会議
内部監査室
報告
付議
指示・
承認
報告・
稟議
指示・
承認
内部監査・
助言
各業務部門
・執行役員、重要な使用人
・事業部、部、室
重要事項の承認・
経営指導
事前協議・
事後報告・
事業報告
子会社・関係会社（株主総会、取締役会、監査役会　他）

【適時開示体制の概要（模式図）】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー

当社の定める情報開示マニュアルにより、適時開示担当部門を情報開示担当部門として定義しております。

１．決定事実・発生事実に関する情報収集

社内各部門は、当社及び子会社の重要情報を認識した場合は、重要情報を情報開示担当部門へ報告します。

【社内各部門】

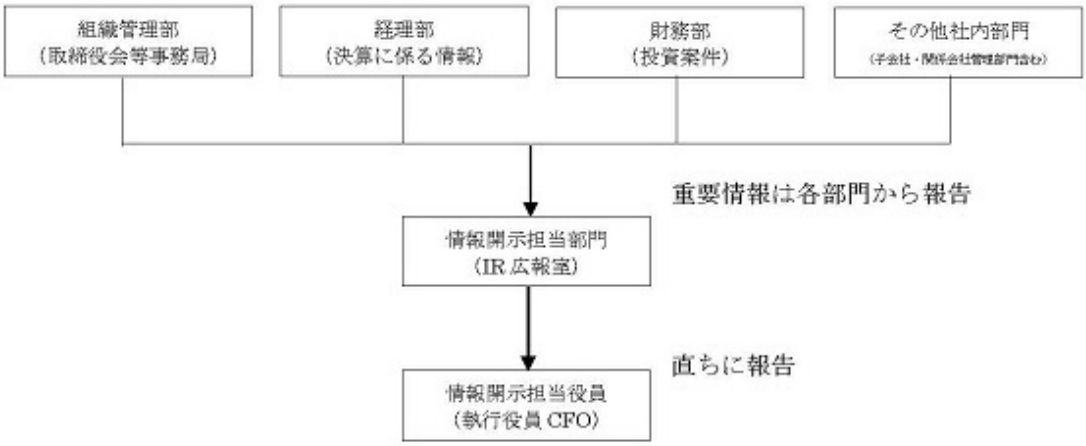

２．開示要否の確認

情報開示担当部門は報告された重要情報が、開示すべき重要事実に該当するか否か、金融商品取引所の適時開示制度と照合し適時開示の要否を確認します。

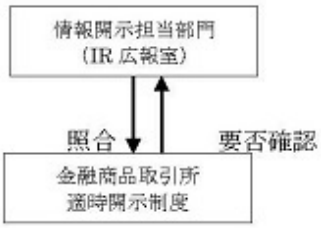

３．開示内容・タイミングの起案及び決定

情報開示担当部門は金融商品取引所の適時開示制度と照合し、関係各部門の協力の上、開示内容・タイミングを起案し情報開示担当役員に伺い出ます。情報開示担当役員は、情報開示担当部門の起案内容を確認し、開示の内容・タイミングを決定します。

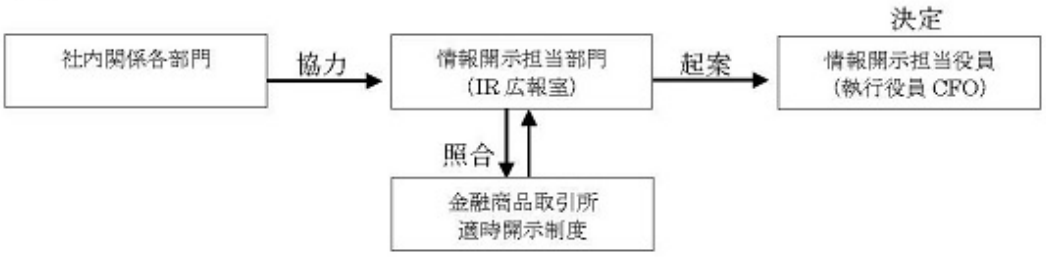

４．開示資料の提出

情報開示担当部門は、金融商品取引所指定の提出要領に基づき開示資料を提出します。

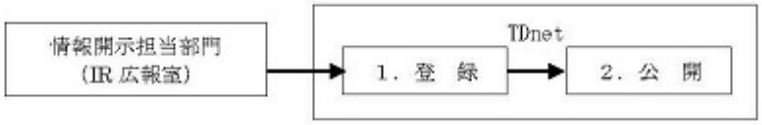

以上